

別表一(二)次葉

「35」欄又は「39」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表一(二)次葉
平二十九・四・一以後終了事業年度等分

		事業 年度等	法人名		
法人税額の計算					
特例税率の適用がある場合	(1)のうち800万円相当額以下の金額 $800万円 \times \frac{1}{12}$	35	000	(35)の15%相当額	42
	(1)のうち(35)を超え年10億円相当額以下の金額 $99,200万円 \times \frac{1}{12}$	36	000	(36)の19%相当額	43
	(1)のうち年10億円相当額を超える金額 $(1) - 10億円 \times \frac{1}{12}$	37	000	(37)の22%相当額	44
	所得金額 (35) + (36) + (37)	38	000	法人税額 (42) + (43) + (44)	45
上記以外の場合	(1)の金額又は800万× $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	39	000	(39)の15%相当額	46
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1) - (39)	40	000	(40)の19%相当額	47
所得 (39) +					
課税標準法 (27)					
法人申告額の計算	所得金額又				
	課税土地譲渡利益金額	52		法人申告 確定地方法人税額	59
法人申告額の還付					00
この申告前の計算	この申告により新又は減少する (11) - (63) 若し又は(64) - (22)				
	欠損金又はこの当期控除額 翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	57			

「35」欄

特定の協同組合等※の法人税率の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の3の2第2項」
 ② 「区分番号」欄：「00384」
 ③ 「適用額」欄：「35」欄の金額(円単位)

(注) 1 適用額は、年800万円が上限となります。
 2 別表一(二)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書記載しないでください。

※ 法人税法第2条第7号に規定する協同組合等のうち、租税特別措置法第68条第1項第1号から第3号までに掲げる要件の全てに該当する協同組合等

「39」欄

公益法人等(一般社団法人等を除く。)及び協同組合等(特定の協同組合等を除く。)の法人税率の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の3の2第1項第3号」
 ② 「区分番号」欄：「00382」
 ③ 「適用額」欄：「39」欄の金額(円単位)

(注) 1 適用額は、年800万円が上限となります。
 2 別表一(二)「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書記載しないでください。